

くらしめーる

- 据え置き型Wi-Fiルーターが無料?!
 - 2026年度消費生活モニター募集
 - 商品価格調査集計結果

発行：岸和田市立消費生活センター 〒596-0045 岸和田市別所町3-12-1 市立保健センター3F

相談窓口
受付時間:平日・10:00~12:00
・13:00~16:00
TEL 439-5281
※時間外、土日の窓口は裏面[2]

事例

広告と異なる 商品が届く ネット通販に注意



国内の大手家電メーカーのロゴが掲載されたポータブルファンヒーターをSNS広告で見つけた。2台購入すると値引きされるとのことだったので、2台（約8千円）注文し、代引き配達で受け取った。広告では「すぐに温まる」と書かれていたが、全く温まらない。大手家電メーカーに問い合わせたところ、「当社では同種のポータブルファンヒーターを製造しておらず、同様の苦情がたくさん寄せられている」とのことだった。販売サイトに返品を希望する旨を申し出たが返答はない。返金してほしい。（60歳代）

出典：「見守り新鮮情報第527号」独立行政法人国民生活センター



- 注文前に、販売サイトの住所や連絡先等が記載されているか、また記載された住所に所在しているかを確認しましょう。
 - 相場よりも極端に安いなどお得感が強調されている場合は要注意です。
 - メーカーやブランドの公式サイトでその商品が実際に販売されているか、偽物に関する注意喚起が掲載されていないかを確認し、少しでも怪しいと思ったら注文はやめましょう。
 - 代引き配達の場合、後で注文した商品と違うと分かっても宅配事業者から返金や補償を求めるることは困難です。代引き配達だからといって安心せず、仕組みや特徴を理解したうえで利用しましょう。
 - 困ったときは、早めに**消費生活センター**等にご相談ください。

回覧

据え置き型 Wi-Fi ルーターが 無料?!

～ 途中解約するとルーター本体代金の支払いが必要に ～

「据え置き型 Wi-Fi ルーター」はモバイル回線を利用し、工事不要で機器をコンセントに挿すだけでインターネットに接続する無線ルーターです。手軽にネット環境を整えることができる一方で、障害物の影響を受けやすく、繋がりにくい場合もあります。契約は二本立てです。据え置き型 Wi-Fi ルーター専用の料金プランの契約と、ルーター本体の購入又はレンタル契約をセットで行う必要があります。

最近、全国の消費生活センター等に、「無料と言われて契約したが料金が発生した」「解約したらルーター本体の代金を請求された」「電波状況が悪い」等の相談が寄せられています。相談事例を読んで、注意点等を一緒に考えましょう。



相談事例(一例)

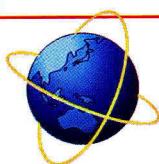
- 1) 通信料金がかかると聞いていなかったので解約。後でルーター本体の代金を請求された。
- 2) 無料だという説明だったので契約したが料金が発生した。自宅にはすでにネット環境があるので不要な契約だった。
- 3) ショップにスマホの使い方を聞きに行つただけなのに、よくわからない箱を2つ渡され、2台分の据え置き型 Wi-Fi ルーターの契約をさせられた。
- 4) 通信速度が速くなると言われ契約したが、通信が不安定でつながりにくい。
- 5) 電話勧誘を受けたが何も書面が交付されず、勧誘時に説明された料金と後日届いた契約書面の料金が異なる。

★ 問題点 ★

- ・据え置き型 Wi-Fi ルーターの本体代金や通信料金が発生することを消費者に正しく認識させていない。
- ・消費者の利用実態や適合性に考慮した確認が不十分なまま契約を締結している。
- ・電話勧誘において、契約前の説明書面が交付されないまま契約している場合がある。
- ・通信速度について、消費者に誤解を与えかねない説明がされている。

★ アドバイス ★

- ・家族も含め、自宅のネット環境の有無やネットの使い方などを確認し、どのくらいデータ量を使っているのか確認しましょう。
- ・契約前に、新たに据え置き型 Wi-Fi ルーターを契約することで月額の請求金額がいくらになるのかだけでなく、契約それぞれの通信料金やルーター本体代金、解約時に発生する料金についても確認しましょう。
- ・契約後に解約したいと思った場合はすぐに契約先事業者へ申し出しましょう。



—— 契約したサービスを解除する場合の2つの制度 ——

「初期契約解除制度」と「確認措置」があります。どちらの制度が適用されるかは契約書面に記載があります。事業者によっては「8日間キャンセル」「8日以内キャンセル」等の名称を用いている場合があります。契約形態によってはルーター本体が解除不可等の複雑な制度です。

必ず契約書面を読み、不安に思うことがあればすぐに消費生活センターへご相談ください。

2026年度 岸和田市

消費生活モニター募集!



対象：市内在住の18才以上の人で消費生活問題に关心があり、商品価格調査や研修会・講座（保育なし）等に参加できる人。

募集人数：30人（応募者多数の場合は校区別に、初めての方・経験年数の浅い順に優先し抽選）

任期：2026年4月～2027年3月末、参加日はすべて平日です（通常、年8回程度）。

申込：3月3日（火）までに電話・FAX・葉書のいずれかで、①住所②氏名（フリガナ）

③生年月日④電話番号⑤モニター経験の有無を記入し、〒596-0045 別所町3-12-1
岸和田市立消費生活センターへ。

（問合せ/申込み：消費生活センター事務局 TEL:438-5281 FAX:439-5300）



9月25日、モニター見学会を実施しました。「亀の瀬地すべり歴史資料室」では、昭和6年に発生した地すべりの被害やメカニズムを学び、その後は地下構造物を探検！昼食は道の駅「ふたかみパーク當麻」、最後は毎日牛乳近畿工場を見学し元気に帰路へ♪

市民消費生活講座を開催しました

11月12日（水）、消費生活センター主催の市民消費生活講座を市立保健センター3階会議室にて開催しました。講師には、公益社団法人日本広告審査機構（JARO）よりシニアコンサルタント武田典子氏をお招きし、「インターネット広告の仕組みと罠～正しく知ろう！広告のミカタ～」と題し、90分間のご講演をいただきました。

情報化社会の進展により、インターネットは私たちの生活を便利でより多様なものにする

重要なツールになりました。一方で、SNSを利用した詐欺等トラブルも深刻化しています。

今回はインターネット広告を中心に、広告・表示に関するルールや広告の必要性、またダークパターン等不当な広告について学びました。情報や広告を鵜呑みにせず、見る力を養い、読み解き、活用する能力「メディア・リテラシー」を身につけましょう。

本講座にご参加くださいました市民の皆さん、ありがとうございました。

配布物のご案内

消費生活センターでは、以下の物品をお渡ししております。安全で安心できる消費生活を送るために役立てください。

「2026年版くらしの豆知識」は100冊限りです。

（1世帯1冊・先着順・無料）

（画像・右）最新号 2026年版くらしの豆知識

暮らしに役立つ幅広い分野の知識・情報をコンパクトにまとめた小冊子です。今年の特集は「今こそ身につけたい！お金の基本」です。特集以外の内容も、契約に関する基礎知識やネットトラブル等、日常生活に関わりの深いテーマを幅広く取り上げ、平易な文章で書かれています。（A5判、143ページ）

（画像・左）お断りステッカー：訪問販売業者から見える場所に貼りましょう。大阪府消費者保護条例では「拒絶の意思を表明している」と認め、消費者に対し勧誘する行為を禁止しています。



問合せ/消費生活センター事務局：☎ 438-5281

商品価格調査集計結果

令和7年度の、岸和田市内のスーパーにおける商品価格調査を、岸和田市消費生活モニターにより実施しました。日常生活に関連の深い商品の価格は、次のように推移しています。

調査日① 令和7年6月6日、7日、8日

調査日② 令和7年12月5日、6日、7日

品名	規格内容	単位	令和7年6月 平均価格(円)	令和7年12月 平均価格(円)	対6月 動向
米	国内産・精米 コシヒカリ	5kg	5152	5126	↓
食パン	普通品6枚切袋入	1袋	195	191	↓
しょう油	濃口特級(JAS規格)ポリ容器入	1ℓ	271	260	↓
砂糖	上白糖	1kg	261	249	↓
サラダ油	ポリ容器入食用調合油900g~1000g	1本	416	391	↓
卵	10個パック入	1パック	288	302	↑
牛肉	国産こま切れ肉	100g	353	406	↑
豚肉	国産ばら薄切り肉	100g	267	256	↓
鶏肉	国産もも肉	100g	139	140	↑
まぐろ(きはだ)	冷凍(解凍)刺身用	100g	386	484	↑
小松菜	1束	1袋	119	130	↑
牛乳	成分無調整 紙容器入	1ℓ	267	288	↑
マヨネーズ	キューピー 450g	1本	335	331	↓
ギョーザ(冷凍)	12個入り	1袋	238	244	↑
トイレットペーパー	50~60m巻 シングル 12ロール	1袋	537	544	↑
ティッシュペーパー	400枚(200組)まで	5箱組	395	409	↑
食器用洗剤	190mℓ~240mℓ	1本	161	167	↑
洗濯用合成洗剤	液体洗剤ボトル720~750g	1本	416	435	↑
ラップ	30cm×20m	1本	218	216	↓

凡例

↑…値上り

↓…値下り

→…変化なし

(税込価格)

相談窓口

消費生活センター

平日・10:00~12:00・13:00~16:00

電話番号 **439-5281** (相談専用)

●平日16:00~17:00でお急ぎの場合

大阪府消費生活センターでも受付可能です

06-6616-0888 (大阪府消費生活センター)

●週末相談 (年末年始除く10:00~16:00)

土曜日 / **06-4790-8110**

(公益社団法人)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会

日曜日 / **06-6203-7650**

(公益社団法人)全国消費生活相談員協会

【案内図】



「くらしめーる」は、消費生活センター・市役所・市民センター・地区公民館などにも置いてあります。